

表　農村部からの移住者の市民化に向けた取り組み

項目	具体的な措置
戸籍制度のさらなる改革	・一部の「超大都市」を除き、戸籍の取得制限を緩和し、常住地に基づく戸籍の登録制度を実施する。 ・常住人口300万人以下の都市の戸籍制限を撤廃するほか、常住人口300万人～500万人の都市戸籍の取得条件を全面的に緩和する。 ・常住人口500万人以上の「特大都市」「超大都市」で導入しているポイント制の戸籍登録制度について、年間の登記人数制限の取り消しを奨励する。 ・地域の実情に応じた戸籍登録制度を策定し、都市に定住している農村部からの移住者の家族全員が戸籍を取得するとともに、都市住民と同等の権利を享受し、同様の義務を果たすことを促進する。 ・全国統一の戸籍管理サービスプラットフォームを整備し、戸籍登録・移転の利便性を向上させる。
常住地による基本的な公共サービス制度の整備	・人口移動の法則を把握し、それに沿った公共サービスを推進する。 ・基本的な公共サービスの配置基準を動的に調整する際に、常住人口が利用できる公共サービス項目を増やし、常住人口規模に応じて公共サービス施設の配置を最適化する。 ・非戸籍人口を身分証明書番号によって識別し、居住年数とリンクする基本的公共サービス制度を整備し、常住地における基本的公共サービスが全常住人口に適用されることを推進する。
安定した雇用の促進	・出稼ぎ労働者など重点グループの就業支援体系を整備する。 ・製造技能基盤プロジェクトを実施し、製造業のリーディングカンパニーと職業訓練校（高等専門学校を含む）による訓練サービスの提供を支援する。 ・職業訓練校において、農村部からの移住者向けの学生募集数を安定化させる。 ・職業技能検定制度を整備し、技能人材の待遇を改善する。 ・雇用サービスの全常住人口への適用を促進し、出稼ぎ労働者の労働権益の保護を強化する。
移転先における子女の教育権利の保護	・公立学校の定員を増やし、公立学校に通う移住家族帯同の子女の割合を継続的に引き上げる。 ・移住家族帯同の子女が、移住先において中等職業教育と幼稚園教育の保障対象となるのを加速する。 ・人口の変動に対応した基本的な公共教育サービス制度を構築する。 ・常住人口規模の変化に応じて、各地域の教員などを動的に調整する。
多元化した住宅保障体系の整備	・条件を満たす都市に定住している農村部からの移住者を、都市の住宅保障政策の適用対象に含むことを奨励する。 ・農村部からの移住者にとって手ごろなコンパクト賃貸住宅の供給を増やす。 ・各種の措置を通じて農村部からの移住者の住宅ニーズに応えることを支援する。 ・住宅の購入者と賃貸者が公共サービスに対する同等の権利を享受できるように推進する。 ・条件を満たす都市で保障性住宅の建設を推進する。
社会保障の拡充	・社会保障加入の戸籍制限を完全に撤廃し、社会保障関連手続きの移転・継続に関する政策を整備する。 ・関連規定に基づき、農村部からの移住者が都市従業員基本養老保険と医療保険に加入するよう指導する。 ・居住許可証による都市・農村住民の基本医療保険への加入政策を全面的に実施し、他地域での医療費直接控除ができる指定医療機関の数を増やす。 ・新しい雇用形態の労働者に対する労働災害補償を試験的に実施する。 ・条件を満たした農村部からの移住者を社会扶助の対象に含め、生活困窮者へ生活保障を行う。

（出所）国務院「人間中心の新型都市化戦略の実施に向けた5カ年行動計画」